改 止 則

改 正 後

第1 (略)

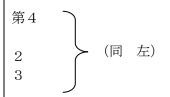
第2 委員会は、本学大学院において、独立行政 法人日本学生支援機構(この項において「機構」 という。)の第一種奨学金の貸与を受けた学生 であって、機構に対して在学中に特に優れた業 績を挙げた者としての認定を受ける候補者と して推薦すべき者の選考に関する事項を調査 審議する。

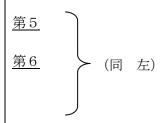
(中略)

- 第4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員 長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第5 委員会は、第2の調査審議を行うに当たっ ては、返還の免除を受けようとする学生の専攻 分野に係る教育研究の特性に配慮しなければ ならない。
- 2 前項に定めるもののほか、業績の評価項目及 び評価方法は、委員会の議を踏まえて総長が定 める。
- 第6 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部学生課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の議を踏まえて委員長が定める。

第1 (同 左)

- 第2 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構 (以下「機構」という。)の第一種奨学金の貸 与を受けた<u>本学の大学院</u>学生であって、在学中 に特に優れた業績を挙げた者としての認定を 受け、奨学金の返還を免除される候補者として 機構に対して推薦すべきものを選考する。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、機構の 第一種奨学金の貸与を受ける本学の大学院学 生であって、採用時返還免除内定候補者として 機構に対して推薦すべきものを選考する。





附則

この要項は、令和元年5月10日から実施し、 平成31年2月1日から適用する。